

 **企業理念**

企業理念とは、あらゆる企業活動の基本的な考え方を示すものであり、ミツバの戦略や計画、諸制度、業務活動など、全て企業理念の下に構築しています。ミツバは、この企業理念を構成する「基本理念」をCSR（企業の社会的責任）に関する方針として位置付けています。

ミツバグループは、理念の実践を通して、社会からの期待に応え、信頼される企業を目指します。

基本理念（CSR方針）

**ミツバは、ミツバを愛しささえる人々とともに、
社会と環境に調和した技術の創造を通して、
世界の人々に喜びと安心を提供する。**

経営理念

- 一． 選ばれる企業をめざし、ミツバブランドを世界に広げる。
- 一． 技術をドライビングフォースとし、市場創造に挑戦する。
- 一． 人を活かし、人に生かされる企業となる。

行動理念

夢 挑戦 スピード

 **行動規範**

ミツバグループの活動を支えていただいているお客さま、社員、株主・投資家さま、お取引先さま、地域社会などのステークホルダーの皆さまから、最も信頼していただけるように、私たちの姿勢を行動規範として表しています。グループ規範の心を一人ひとりが理解して誠実に遵守していくことは、企業としての一層の透明性とお客さまからの信頼につながるものと考えています。

MITSUBA WAY

MITSUBA WAYは、ミツバグループ社員一人ひとりが理解し、考え、判断し、日々の実践行動をするための行動規範を示したものです。創業以来もの造り企業として大切にしてきた、ミツバのDNAとも言える考え方を「夢の創造」「挑戦する心」「技とスピード」の3つの核とし、それをさらに8つの領域に分けました。

夢の創造

1. 信頼の構築
2. 新しい価値の提案

挑戦する心

3. 当事者としての自覚
4. 自発的な成長
5. チームワークの発揮

技とスピード

6. 技術・技能の研鑽
7. 三直三現
8. 継続的な改善

行動規範

私たちが守るべき行動

「私たちが守るべき行動」は、ミツバグループが社会からの期待に応え、信頼される企業となるために、ミツバグループ社員一人ひとりが日ごろ実践すべきCSR行動を具体的に定めたものです。ミツバグループが社会の期待に応え信頼される企業であるために、「私たちが守るべき行動」に定められた事項を実践します。

企業倫理

- | | |
|--|---|
| <p>① 安全衛生 ミツバグループにおいてすべての人々が安心して働けるように、わたしは安全で衛生的な環境づくりに努めます。</p> | <p>⑥ 公正で健全な取引 ミツバグループが顧客・取引先と公正で健全な関係を保てる企業であるために、わたしは公正で健全な取引を行います。</p> |
| <p>② 人権尊重 ミツバグループが差別のない企業であるために、わたしは世界の人々とお互いの個性や違いを認め合い、一人ひとりが公平であるという考え方の下に行動します。</p> | <p>⑦ 反社会勢力との関係根絶 わたしは社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。</p> |
| <p>③ 環境保護 ミツバグループが地球環境保全に積極的な企業であるために、わたしはミツバ環境宣言に則って行動します。</p> | <p>⑧ コミュニケーション ミツバグループが透明性の高い企業であるために、わたしは社会との適切なコミュニケーションを図ります。</p> |
| <p>④ 交通安全 ミツバグループが常に安全運転普及をリードする企業であるために、わたしは交通に関する法令を遵守し安全運転に努めます。</p> | <p>⑨ 社会貢献 ミツバグループが「社会の一員としての役割を果たしている」企業であるために、わたしは積極的に社会貢献活動を行います。</p> |
| <p>⑤ 情報の保護 ミツバグループが保有する社内外の情報を適切に管理するために、わたしは細心の注意を払います。</p> | |

行動規範

私たちが守るべき行動

コンプライアンス

- | | | | |
|-------------------------------------|--|-----------------------------------|--|
| <p>① 法令の正しい理解</p> | <p>法令の内容と精神を正しく理解し遵守するとともに、改正動向を把握し適切に対処します。</p> | <p>③ 法令および社内規定等の違反時の処置</p> | <p>法令および社内規定等に違反する行為、または違反のおそれがある行為を発見した場合には、所属長、総務部長、または「ミツバなんでも相談窓口」に報告、相談します。</p> |
| <p>② 法令および社内規定等の解釈不明時の処置</p> | <p>法令および社内規定等の解釈について不明な点がある場合には、法務部門、行政機関、または社外の専門家に確認し、内容を正しく理解します。</p> | <p>④ 行政機関への報告・届出</p> | <p>法令等で求められている行政機関への報告および届出は適切に行います。</p> |

企業理念・MITSUBA WAY・私たちが守るべき行動の相関図

